

平成14年7月定例会会議録

船橋市教育委員会7月定例会

1. 日時 平成14年7月18日(木)

開会 午後2時00分

閉会 午後3時00分

2. 場所 教育委員室

3. 出席委員 委員長 砂田 清子

委員長職務代理者 高木 恒雄

委員 嶋口 章子

委員 村瀬 光一

教育長 落合 護

4. 出席職員

管理部長 平川 道雄

学校教育部長 皆川 征夫

学校教育部次長 島田 泰三

生涯学習部次長 阿部 忠弘

管理部参事兼総務課長 加藤 嘉美

管理部参事兼施設課長 松本 秀男

学校教育参事兼指導課長 坂口 和治

学務課長 山岸 信和

保健体育課長 後藤 宏行

文化課長 大橋 武彦

青少年課長 福地 幹夫

生涯スポーツ課長 稲田 時男

飛ノ台史跡公園博物館長 立田 健三郎

社会教育課主幹 遠藤 巡

財務課課長補佐 伊藤 貞夫

5. 議題 議事日程のとおり 7月定例会議事日程

日時 平成14年7月18日(木) 午後2時

場所 教育委員室

委員長開会宣告

第1 前回会議録の承認

第2 報告

第8号 船橋市教育委員会文書管理規程の制定について

第3 報告

第9号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

第4 報告

第10号 船橋市立小学校、中学校及び養護学校文書管理規程の一部を改正する訓令について

第5 報告

第11号 平成15年度船橋市立船橋高等学校第一学年入学者選抜要項について

第6 議案

第34号 船橋市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

第7 議案

第35号 船橋市立習志野台第二小学校用地の変更について

第8 議案

第36号 船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について

第9 議案

第37号 船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則について

第10 議案

第38号 平成15年度船橋市立船橋高等学校第一学年入学者選抜要項について

第11 議案

第39号 船橋市立船橋高等学校平成15年度使用教科書の採択について

第12 議案

第40号 船橋市博物館協議会委員の委嘱について

第13 議案

第41号 船橋市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

第14 その他

委員長閉会宣告

6. 議事の内容

【委員長】

開会宣言 午後2時00分

ただ今から教育委員会7月定例会を開会いたします。

前回の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【全委員】

承認します。

【委員長】

それでは、本日の議事に入りますが、議案第39号、第40号及び第41号については、教科書の採択及び人事に関する案件ですので、審議は非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第39号「船橋市立船橋高等学校平成15年度使用教科書の採択について」、議案第40号「船橋市博物館協議会委員の委嘱について」、議案第41号「船橋市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」は、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により非公開といたします。

それでは、教育長の臨時代理の報告からさせていただきます。

報告第8号「船橋市教育委員会文書管理規程の制定について」、報告第9号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」、報告第10号「船橋市立小学校、中学校及び養護学校文書管理規程の一部を改正する訓令について」総務課、一括して報告をしてください。

【総務課長】

まず初めに、「船橋市教育委員会文書管理規程の制定について」でございます。船橋市情報公開条例の施行に伴いまして、教育委員会の公文書の管理等に関しまして、船橋市教育委員会文書管理規則を6月の教育委員会会議において委員の皆様の議決をいただいて定めたとところでございます。文書管理規則につきましては、公文書の管理等、公文書に関する基本部分を定めたものでございまして、公文書の取り扱い等の細かな部分を、この船橋市教育委員会文書管理規程で定めるものでございます。内容につきましては、資料をごらんいただきたいと思っております。

なお、文書管理規程の制定につきましても教育委員会会議にお諮りすべきでございますが、市長部局の文書管理規程との整合性を図ってまいりましたことから、6月の定例会にお諮りすることができませんでした。また、文書管理規則が7月1日から施行されますので、文書管理規程につきましても、7月1日を施行の日とする必要があります。このようなことから、今回の会議にもお諮りすることができませんので、教育長の臨時代理により制定させていただいたものでございます。

続きまして、報告第9号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」でございますが、これまで教育委員会の文書の取り扱いにつきましては、船橋市教育委員会事務決裁規程において定めておりました。今回、船橋市教育委員会文書管理規則を制定し、船橋市教育委員会文書管理規程を制定することによりまして、文書の取り扱い等を定めておりました第3章の部分を削除するという内容の改正でございます。

なお、文書管理規程を7月1日から施行することにあわせまして、この事務決裁規程の

一部改正についても7月1日付の施行となりますことから、今回、教育長の臨時代理により一部改正させていただいたものでございます。

続きまして、報告第10号「船橋市立小学校、中学校及び養護学校文書管理規程の一部を改正する訓令について」でございます。この船橋市立小学校、中学校及び養護学校の文書管理規程につきましては、船橋市立小学校及び中学校管理規則第46条第2項、船橋市立養護学校管理規則第70条第2項に、「学校における文書処理については教育委員会が別に定める」と規定されており、この規定により学校の文書管理規程を定めたわけでございますけれども、船橋市教育委員会文書管理規則を制定したことによりまして、船橋市教育委員会文書管理規程と同じように、文書管理規則に定めるほか、必要な事項をこの学校文書管理規程で定めるということになります。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、この件について何か質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告第11号「平成15年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」報告していただきますが、議案第38号「平成15年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」をあわせて審議したいと思います。報告第11号及び議案第38号について、学務課説明願います。

【学務課長】

報告第11号「平成15年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」ご説明申し上げます。

平成14年4月26日付教指第223号にて、千葉県教育委員会教育長より通知がありました平成15年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項のうち、特色ある入学者選抜の選抜枠や志願要件、学力検査、第2次募集等に関するものにつきましては、船橋市教育委員会組織規則第3条第14号に基づきまして、教育委員会会議における議決事項と定められております。しかしながら、6月開催の教育委員会定例会には、日程的な関係から、議案調整が不可能となり、また、県指導課へのこれらの回答期限も迫っておりますところから、同規則第3条の2第1項の規定によりまして、教育長の臨時代理として対応いたしました。

資料にあります報告第11号は、以下内容でございます。

続きまして、議案第38号につきましてご説明申し上げます。

船橋市立船橋高等学校管理規則第24条の規定に基づき、平成15年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項を決定するに当たりまして議決を得る必要がございます。選抜要項の一部については、先ほどの報告第11号で触れたとおりであります。この一部も含みまして昨年度との変更点は、期日等の変更と、次に挙げる4点についてでございます。

ます。

第1点は、要項1ページの第2出願におきまして、船橋市立高等学校の通学区域に関する規則及び入学志願の特例に関する要綱を示し、出願の範囲を明確にしたこととございます。

第2点は、同じく要項1ページ第3、従来の「推薦による入学者選抜」を「特色ある入学者選抜」に変更いたしました。

それに伴い、第3点として、要項1ページから3ページの入学者選抜枠、入学者の資格、志願要件、検査等の内容の4項目を変更いたしました。

第4点は、要項4ページの「海外帰国子女の特別入学者選抜」のうちで、検査の内容を変更した点でございます。

主な変更点は以上4点でございます。変更点は別紙の資料にまとめてありますので、ごらんいただきまして、ご審議願います。

【委員長】

ただ今説明がありましたが、この報告と議案第38号について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。今年からこの特色ある選抜という新しい方式を採用。昨年と変わることですね。

【学務課長】

そういうこととございます。昨年までは「推薦による入学者選抜」という形が、この変更点のみに書いてありますとおり「特色ある入学者選抜」という形で、県の方も変わりました、市の方も変えるという内容でございます。

【委員】

これは名前が変わっただけですか。

【学務課長】

確かに名前は変わりましたが、その内容につきましては県の方の新学習指導要領にあります各学校が創意工夫を生かし特色ある学校づくりを進めることということが求められていることが1点。

それから、中学校の校長の推薦書を廃止することによって、受験者が自らの意思と判断で進路先を決定できるということがありまして、以前よりも目的意識を持った主体的な生徒を選抜することが可能となったというのが2点目です。

それから、子供たちの方も、中学校長の推薦書を廃止したことによって、受験者自身の志願の理由書というのがあります。こういう理由で受けたいんだ、そういうような形がありまして、受験機会の拡大化が大きいと思います。その3点で「特色ある入学者選抜」という形で変わります。

【委員】

新聞記事によりますと、受験者本人が、この高校を受験したいという理由を自分で文章を書き、保護者の押印があれば、出身中学の指導とかは受けずに、自分自身で受けたい高

校を受験できるというような記事も目にしたような気がします、この選抜はそういうことを含むものですか。

【学務課長】

そのとおりでございます。受験生は、今まで校長推薦という形がありますと、自分が受けたくても、学校内での推薦基準とかいろいろなことがありまして、なかなか受験できない。そういうことではなく、子供が行きたい学校について自由に選ぶことができますという内容の変更です。

【教育長】

今までの推薦入学の制度と名前が変わって「特色ある入学者選抜」というようになって、中身がどう変わったかということをもう少し端的に説明してください。今までの推薦入学はこうでした。今度は推薦入学という名前はやめて、「特色ある入学者選抜」になった。その違いはこういうことですかということを説明してください。

【学務課長】

今までの「推薦による入学者選抜」ですと、在籍校の校長が責任を持って推薦し得る者というような形でございます。ですから、各校長が、受験するに当たっては、その子の内容とかいろいろなことを審査しながら、あなたは推薦に値しないよとか、そういう内容も出てきてしまいます。そういうことで、受験機会をもっと拡大しようということで、もっとその学校の特色に応じた子供たちをとりたいというような内容で「特色ある入学者選抜」という形で、今回の変更点になったわけです。

それに伴いまして、今、質問にありました特色ある入学については、推薦とどういうふうに変ったかということの説明をしましたけれども、それ以外に変ったところというと、選抜の枠が変わりました。資料に変更点等を含めて書いてあります。

【委員】

特色あるというのは、他の高校とここが違うぞということだと考えます。その場合に、市立船橋は本当にどういう生徒をとりたいのかなという気がします。

【学務課長】

「特色ある入学者選抜」の中で、志願要件というのがございます。それが普通科ですと、ここに書いていますように4点。大まかには「人物に優れ、積極的な勉学意欲を有し、入学後も引き続き、本校で以下のいずれかの特色を発揮できる者」という形で4点挙げております。それから、商業科についても、同じく3点の内容で挙げています。同じく体育科についても、3点の内容で要件を挙げております。これに具備する者については、「特色ある入学者選抜」の方に募集してもいいですよ。それとあわせまして、検査内容の方も、商業科は面接をやりますけれども、自己表現というものをつけ加えます。それは、自分が自己PRする。普通科、商業科、体育科とそれぞれの要件がありますので、その要件の中の1つを自分が、ここで私は入学したいんだということを自己アピールする。そういう機会を設けて、それも選抜の内容に入れる。

【委員】

非常によくわかりました。要件のところでは商業科、体育科というのは、これは、こういうことだよというのはかなりはっきりした科なのでわかると思うんですけども、普通科の場合、例えば①、②、③、④といったときの②は特別な留学コースのあるクラスもありますから、それは重々わかるのですが、漠としているなという感はぬぐえません。

それから、もう1つです。お教えいただきたいのですが、例えば特にこの要件に関して、こういう生徒がとりたいということでこれが打ち出されていると思いますけれども、これに関してはどこが話し合ったというか、どこが検討なさったんですか。

【学務課長】

市立船橋高校内で話し合いを持ちました。

【委員】

志願者の資格で卒業生も可と書いてあるんですけども、卒業生というのはどの意味を指して卒業生になっているんですか。

【学務課長】

卒業生というのは、今まで、過年度の卒業生に対しては受験不可となっていましたものについては、受験の機会を拡大するという意味で、過年度生でもオーケーですよ。ですから、浪人でもかまいませんよ、そういう内容でございます。

【委員長】

他に何かございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、お諮りいたします。議案第38号については可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第38号については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第34号「船橋市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」総務課説明願います。

【総務課長】

議案第34号「船橋市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

6月の教育委員会会議でご説明申し上げましたが、この教育委員会会議の開催日程とか、審議議案等につきましては、インターネットを通しましてお知らせすることになりました。このお知らせの中で、会議の傍聴関係につきましてもお知らせをいたしますが、傍聴の定

員ですとか、それから申し込みの方法については船橋市教育委員会傍聴人規則で定めております。しかし、傍聴の受付時間ですとか、そういうものについては市議会の例に倣っておりましたので、明確に規則に定めておりませんでした。今回、インターネットで会議の開催をお知らせすることを機会に、傍聴の受付時間、それから報道関係者の傍聴について、規則で明確にしておくものでございます。

あわせて、第9条ですが、「秘密会」を「非公開」と改めるものでございます。

【委員長】

ただ今説明がありましたけれども、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

この報道機関というのは定義があるんですか。例えばミニコミ誌でも何でも、自分で報道機関だと言ってしまえば、無制限の傍聴人になる可能性があるのではないかと思います。例えば船橋記者クラブに入っている者とかであれば規定されますけれども。

【委員】

自分で折り込み広告をつくって折り込みでやっていて、自分は報道人だと言う。

【委員】

言えば、全部それはオーケーになってしまうわけですか。

【総務課長】

記者クラブが船橋市役所の中に置いてございますので、そこに登録している方々が報道機関に所属する者というふうに、ここで理解しておりますが、今、委員の方からそういうふうなことをもっと明確にすべきだということでございますので、これについては、後ほど明確にさせていただきたいと思います。現段階では、記者クラブに所属している者と理解しております。

【委員長】

わかりました。今、委員からとても大切なことを質問という形で指摘をしていただいたわけですが、記者クラブ制度そのものが、皆さんが理解しているものと非常に違うと思います。ですから、記者クラブ制度というものがどういうものであるかということを含めてきちんと調べる。それから、記者クラブ制度が今の時代の中でどういう批判にさらされているかということも調べた上で、物差しに使うとなれば、そこが揺るぎない存在であるということがなければ物差しには使えません。例えば記者クラブに所属する者ということになると、記者クラブ制度そのものに対して、本当にこの記者クラブ制度というのがよいのかという批判がとても多いですし、長野などの場合は、記者クラブというところは日刊紙だけではなくて、雑誌まで含めたものを対象にしているような行政機構もあります。ですから、ここで議決するということは、かなり長いターンのことを考えなければいけませんので、報道機関をどこに物差しを置いて、それであるというふうに決めるかということとは、さらにきちっと調べる必要があるかと思えます。

【委員】

だけど、委員長が認めるものと書いてあるから、いいのかもしれませんが。全員を認めるわけではないんですから。

【委員】

委員長が認めないという場合は、何を根拠に認めないんですかと言われてしまいますよね。

【教育長】

今おっしゃったように、委員長が認める者ということで大抵の規則はくくってあるんですが、特に教育委員会会議の場合には、委員長は合議制の執行機関の委員長ということですから、委員長が認めるということは、委員に諮って、皆さんが、結構ですということになるかと思うんですが、特に報道機関についてという点は非常に難しいんですよね。ミニコミ誌みたいなものもあるし、どこかのグループの代表で、私はここの報道をやっていますという方も来ますので、今日でなくても結構ですから、皆さん方で、一般的な新聞の代表とか、テレビとか、そういうものについては、いいことにしましょう。それ以外についてはご遠慮願いたいとか、その都度検討しましょうということ、何かのときにご協議いただいで、それで内規ということで決めておいたらいかがかなと思うんですけれども。教育委員会傍聴人規則の中には、その他のことについては委員長が決めるとか、会議で決めるとかという項目はあるんですか。

【総務課長】

委員長がその他のものについては決めるとか、そういうことは規定しておりません。

【委員長】

報道機関についてだけ。

【総務課長】

報道機関については、これまでの傍聴人規則においては規定していませんでした。傍聴の手続きですとか、傍聴することができない者とか、傍聴人の定員とか、傍聴人が遵守しなければならない事項とか、写真等の制限、議場への入場禁止とか、違反に対する措置などは規定されているのですが、「その他のものについては、委員長が別に定める」という規定はございません。

【教育長】

今すぐでなくともいいので、一番最後に、傍聴人規則の中に入っていない、「その他必要な事項は委員長が決するものとする」とか、あるいは「委員長が会議に諮り決定する」とか、1行入れておきたいと考えます。

【委員長】

この件については、もう少し整理をしてということではいかがでしょうか。

【総務課長】

それでは、第34号の内容につきましては、報道機関の制度そのものも含めまして、もう1度吟味させていただきたいと思っております。次回にまた提出させていただくということでは

よろしいですか。

【委員長】

継続審議ということでよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

それでは、議案第34号につきましては、継続審議ということにさせていただきます。続きまして、議案第35号「船橋市立習志野台第二小学校用地の変更について」施設課説明願います。

【施設課長】

議案第35号「船橋市立習志野台第二小学校用地の変更について」ご説明いたします。

船橋市において、保育所の入所希望者が年々増加している中、待機児童対策として習志野台第二小学校用地内に保育所を建設したい旨、市長から協議がありました。この保育所建設は、船橋市の重要な施策の1つであるため、学校用地1,272.6平方メートルを用途廃止し、保育所用地に移管するものでございます。

また、この件につきましては、学校側と協議し、学校運営上、支障ない旨、回答を得ております。ご審議のほどお願いいたします。

【委員長】

ただ今説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、お諮りいたします。議案第35号については可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第35号については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第36号「船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について」及び議案第37号「船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則について」は、関連する議案ですので、一括して審議したいと思います。議案第36号及び第37号について、学務課説明をお願いいたします。

【学務課長】

議案第36号「船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について」及び議案第37号「船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

1点目は、司書教諭規定の整備でございます。学校図書館法の規定により、平成15年度以降は学校に司書教諭を置くことが義務づけられているための規定の整備でございます。

2点目は、学年始め休業日の期間変更でございます。学校週5日制の実施に伴い、学年始め休業日に土、日と週休日が入りますと、新年度の準備期間が2日しかとれずに、学校運営に支障を来すことから、学年始め休業日を2日延長し、それに伴い冬季休業及び学年末休業日をそれぞれ1日ずつ削減しようとするものでございます。

3点目につきましては、先ほどありました文書関係規定の削除でございます。これまで学校における文書処理事務については、管理規則に規定されていましたが、船橋市情報公開条例の施行に伴い、新たに船橋市教育委員会文書管理規則を制定し、その文書管理規則のもとに義務教育学校、教育委員会事務局等、個別の文書管理規程を設けることとなりました。よって、管理規則に規定されていた文書処理事務の部分については、文書管理規則と重複している部分を削除することになりました。ご審議お願いいたします。

【委員長】

ただ今説明がありましたが、何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

【委員】

司書教諭というのは教科を持たないとか、授業を全く教えない先生のことを言うんですか。

【学務課長】

違います。普通の教諭をもって司書教諭に充てるということでございます。

【委員】

この前、船橋中学校へ行って図書室を見せてもらってきたんですけども、大体借りるのがお昼時間とか、学校が終わってから借りる時間が多いので、司書教諭の先生がコンピュータの前に常についていないと貸し出しはしないという形になるので、お昼も食べる時間がないというか、食べる時間はどこかであるんでしょうけれども、この司書教諭になったために余分な仕事がかかりふえるのかなという気がしたので、給与体系は同じなんですかと聞いたら、多分同じでしょうと言っていらっしゃったんですけども、その辺の時間というか、その辺のところは網羅できているわけですか。

【学務課長】

確かに司書教諭は校長の監督を受けながら、学校図書館に関する職務を司ることになりますけれども、文書の発注とか、そこまで細かなことまでやるかどうかについては各学校に任されております。学校の中で人を使いながらやっていくというような内容もございます。それから、図書館業務も今ITでいろいろ充実等もありますので、それについても各学校内で、それを考えながらやるということになっています。

【委員】

司書教諭というのは司書の資格もあるんですか。なくてもいいんですか。

【学務課長】

司書教諭の講習会を経て、資格を得たものが司書教諭としてなるということです。

【委員】

司書の資格もある。

【学務課長】

はい。資格を取ってからです。

【委員】

各校に1人ずつ全部間に合うんですか。

【学務課長】

今、小学校では129名が司書教諭の資格を取っております。

中学校では49名の教諭が司書教諭の資格を取っています。それで全校については十分に配置できます。ただし、これには政令が別にありまして、学級数が11以下のものについては司書教諭を置かないこともできるという内容があります。現在も船橋で、今年度19名、この司書教諭の研修会を受講させております。それで資格を取るような形でやっております。

【委員】

司書とは違うんですね。

【学務課長】

図書司書と学校図書司書とは違います。司書教諭ということで、学校の図書館の中の職務をつかさどる形です。今までいろいろ問題になっている司書とは全然扱いは違います。

【委員長】

他に何かございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、お諮りいたします。議案第36号及び第37号については可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第36号及び第37号については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第39号「船橋市立船橋高等学校平成15年度使用教科書の採択について」を審議いたしますので、関係職員以外の方は退場をしてください。

(関係職員以外退場)

議案第39号「船橋市立船橋高等学校平成15年度使用教科書の採択について」は学務課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第40号「船橋市博物館協議会委員の委嘱について」は飛ノ台史跡公園博物館長よ

り説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第41号「船橋市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」は生涯スポーツ課長より説明後審議に入り、全員異議なしで原案どおり可決された。

【委員長】

職員を入場させてください。

(職員入場)

【委員長】

本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。各委員より何かありますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

ないようでしたら、これで教育委員会7月定例会を閉会いたします。

【委員長】

閉会宣言 午後3時00分